

津島市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則をここに公布する。

平成28年10月31日

津島市長

津島市規則第49号

津島市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津島市介護保険条例第15条に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業のうち次に掲げる事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）
 - ア 訪問型サービス事業
 - イ 通所型サービス事業
 - ウ 介護予防ケアマネジメント事業
 - (2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業のうち次に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(対象者)

第3条 介護予防・生活支援サービス事業の対象となる者（以下「介護予防・生活支援サービス事業対象者」という。）は、法第115条の45第1項に規定する被保険者等のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）
 - (2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）により、介護予防・生活支援サービス事業を利用することが適当と認められる者（以下「基本チェックリスト該当者」という。）
- 2 一般介護予防事業の対象となる者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とする。

(介護予防・生活支援サービス事業の利用の手続)

第4条 介護予防・生活支援サービス事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとするとき、又は介護予防ケアマネジメントを変更しようとするとき

き（法第52条に規定する予防給付に係るサービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、介護予防ケアマネジメント事業を地域包括支援センターに委託するものとし、介護予防ケアマネジメント事業を委託された地域包括支援センターは、介護予防・生活支援サービス事業対象者に代わって、前項に規定する届出書の提出を行うことができる。

3 市長は、第1項の届出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出をした者に対し第2条第1項第1号ウによる介護予防ケアマネジメントを行い、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、同号ア及びイの事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うものとする。

（総合事業の利用料）

第5条 市長は、別に定めるところにより、総合事業を利用する者に対し、当該総合事業に要する費用を負担させることができる。

（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業の実施）

第6条 市長は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に介護予防・生活支援サービス事業を行わせることができる。

2 指定事業者の指定及び法115条の45の3第2項に規定する第一号事業支給費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（高額介護予防サービス費等相当額の支給）

第7条 市長は、介護予防・生活支援サービス事業対象者が指定事業者の事業所により行われる介護予防・生活支援サービス事業を利用した場合において、当該介護予防・生活支援サービス事業に要した費用の額から第一号事業支給費の額を控除した額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（次項において「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額等は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2又は第29条の3の規定の例による。

（事業の委託）

第8条 第4条第2項に定めるもののほか、市長は、総合事業の実施を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者に委託することができる。

（費用の助成）

第9条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメント事

業を除く。)を実施するものに対し、当該事業の実施に係る費用を助成することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年10月31日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規定の施行の日前においても、この規則の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別記様式（第4条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		明・大・昭 年 月 日	男・女
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
地域包括支援センター名		地域包括支援センターの所在地	〒
		電 話	
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒
		電 話	
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日付け)			
(宛先) 津島市長 上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。			
年 月 日			
被保険者	住 所		
	氏 名	電 話	
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター番号		

(注意)

- この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに津島市へ提出してください。
- 介護予防ケアマネジメントを依頼する地域包括支援センター若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず津島市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。